

# 体育施設使用規程

(平成 27 年 4 月 1 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

# 大阪河崎リハビリテーション大学 体育施設使用規程

平成 18 年 3 月 27 日

大学規程第 16 号

## (目的)

第 1 条 この規程は、大阪河崎リハビリテーション大学体育施設（以下「体育施設」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

## (種類)

第 2 条 この規程における体育施設とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大阪河崎リハビリテーション大学体育館（以下「河崎記念講堂」と称する。）
- (2) 大阪河崎リハビリテーション大学グラウンド
- (3) 大阪河崎リハビリテーション大学クラブ室

## (使用目的)

第 3 条 体育施設は本学の授業、研究活動及び行事に使用するほか、次の各号の目的で使用することができる。

- (1) 本学の学生の課外活動
- (2) 本学教職員の福利厚生活動
- (3) その他、学長が理事長と協議の上、特に許可したもの

## (使用時間)

第 4 条 体育施設を使用できる時間は、以下のとおりとする。（休日及び祝祭日は除く。）

- |            |               |
|------------|---------------|
| (1) 河崎記念講堂 | 午前 9 時～午後 8 時 |
| (2) グラウンド  | 午前 9 時～午後 8 時 |
| (3) クラブ室   | 午前 9 時～午後 8 時 |

ただし、課外活動等で学長が認めた場合には、時間を早め、あるいは延長することができる。

2 休日及び祝祭日の使用については、別に定める。

## (使用許可)

第 5 条 体育施設を使用するときは、使用責任者は本学所定の用紙によ

- る「施設使用願」を学長に提出し、許可を受けなければならない。
- 2 使用の申込みは、使用予定日の1ヶ月前から5日前までとする。
  - 3 許可は、原則として申込み順とする。

(使用の変更)

第6条 使用責任者は、体育施設の使用を中止又は変更しようとするときは、すみやかにその旨を学務係に届けなければならない。

(使用の取り消し)

第7条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の使用許可を取り消し、又は、使用を中止することがある。

- (1) 本学の授業，研究活動，行事などに使用する必要が生じたとき
- (2) 体育施設の設備，補修，その他必要を認めるとき

(設備の損失及び破損)

第8条 体育施設における設備，備品を損失，破損したときは，相当代価額又は同一のものを弁償しなければならない。

(事務)

第9条 体育施設の使用等に関する業務は，学務係が行う。

(雑則)

第10条 体育施設の使用心得については，別に定める。

附 則

この規程は，平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成20年5月26日大学規程第2号）

この規程は，平成20年5月26日から施行する。

附 則（平成27年3月24日大学規程第41号）

この規程は，平成27年4月1日から施行する。